

○ 顧客債権から除かれるものを指定する件（平成十九年 金融庁 財務省 告示第六号）

改 正 案	現 行
一（略） 二 次に掲げる者が有する債権 イ（略） ロ 当該金融商品取引業者の親法人等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十一条の四第三項に規定する親法人等をいう。）及び子法人等（同条第四項に規定する子法人等をいう。）。 ハ（略）	一（略） 二 次の各号に掲げる者が有する債権 イ（略） ロ 当該金融商品取引業者の親法人等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十一条の四第五項に規定する親法人等をいう。）及び子法人等（同条第六項に規定する子法人等をいう。）。 ハ（略）